

保管金事務処理システムを利用した裁判所の事件に関する保管金の取扱いについて

平成 17 年 3 月 31 日総三第 000101 号高等裁判所長
官，地方，家庭裁判所長あて総務局長通達

改正 平成 20 年 2 月 5 日総三第 000119 号
平成 29 年 6 月 29 日総三第 89 号

平成 5 年 3 月 30 日付け最高裁総三第 11 号事務総長依命通達「コンピュータを利用した事務
処理について」に基づき，標記の取扱いについて下記のとおり定めましたので，他の通達に特別
の定めがある場合を除き，これによってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第 1 受入事務

1 保管金提出書の作成要領

- (1) 保管金提出書（平成 29 年 3 月 31 日付け最高裁経監第 463 号経理局長通達「保管金
事務処理システムを利用した保管金に関する事務処理の運用について」別紙様式第 3 及び
別紙様式第 4）は，提出者に対し保管金の納付を指示するための情報（以下「納付指示情
報」という。）を保管金事務処理システム（以下「保管金システム」という。）に登録し
た上，保管金システムにより印刷して作成する。

なお，提出者が，裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和 37 年最
高裁判所規程第 3 号。以下「規程」という。）第 5 条第 1 項第 4 号に規定する納付情報に
より，保管金を日本銀行に振り込む方法で納付する旨を申し出たときは，納付指示情報と
併せて，その旨を保管金システムに登録する。

- (2) 保管金提出書の「種目」は，平成 4 年 9 月 2 日付け最高裁総三第 31 号事務総長通達「裁
判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」（以下「保管金等運
用通達」という。）別表第 1 に定める種目とする。
- (3) 保管金提出書の「金額」は，提出者が提出する金額とし，アラビア数字を使用する。こ
の金額は，訂正しない。
- (4) 保管金提出書の提出年月日並びに提出者の住所及び氏名は，提出者に記載させた上，押
印させる。ただし，提出者から郵便等により保管金の送付があった場合において，提出者
に記載させることができないときは，係書記官がこれを記載する。
- (5) 係書記官は，提出者に保管金提出書に押印させることができないときは，当該保管金提

出書の余白に提出者の押印がない旨を記載した上、押印する。

- (6) 金額の誤り等により当該保管金提出書を使用できないときは、細断等の方法により、直ちに確実に廃棄し、保管金システムに登録した納付指示情報の訂正又は取消しをした上、新たな保管金提出書を作成する。

2 保管金受払票

保管金等運用通達記第2の1の(3)及び(5)のイに定める保管金受払票については、作成することを要しない。

3 保管金提出書の再交付

- (1) 提出者が保管金提出書の再交付を申し出たときは、従前交付した保管金提出書に係る納付指示情報を取り消し、保管金提出書を新たに作成して交付することができる。この場合には、従前交付した保管金提出書は、使用させない。
- (2) 郵便等により、従前交付した保管金提出書を添えないで保管金の送付があったときは、(1)の例による。

4 保管金受入通知

規程第5条第2項に規定する通知は、保管替えを事由とする受入れに必要な情報を保管金システムに登録する方法により行う。

5 主任書記官の認印

係書記官は、保管金提出書を作成したときは、これを事件記録とともに主任書記官（主任書記官の置かれていない裁判所にあつては、上席の裁判所書記官。以下同じ。）に提出し、保管金提出書の所定の箇所にその認印を受ける。

第2 払出事務

1 保管金システムへの登録

係書記官は、保管金の払出しをすべきときは、事件記録に基づき、歳入歳出外現金出納官吏に対し保管金の払出しを指示するための情報（以下「払出指示情報」という。）を保管金システムに登録し、当該事件記録及び関係書類を主任書記官に提出する。

なお、期満失効起算年月日は、必要があるものについて、その年月日を保管金システムに登録する。

2 主任書記官の承認

1により事件記録及び関係書類の提出を受けた主任書記官は、当該事件に関し登録された払出指示情報の内容を承認する旨を保管金システムに登録する。

3 歳入歳出外現金出納官吏への通知

規程第6条第1項に規定する通知は、1及び2に定める事項を保管金システムに登録する方法により行う。この場合において、必要があるものについては、請求書を歳入歳出外現金

出納官吏に送付する。

4 歳入徴収官への通知

係書記官は、歳入に組み入れるべき保管金については、歳入組入通知書（別紙様式）を作成し、これを歳入徴収官に送付する。

第3 保管金の受払いに関する明細書

移送や上訴等により他の裁判所に事件記録を送付する場合、当事者等から事件記録の閲覧又は謄写の申請があった場合など、保管金の受払状況を事件記録上明らかにすべき事情が生じたときは、係書記官は、当該事件についての保管金の受払いに関する明細書を保管金システムにより印刷し、これを事件記録につづり込む。

第4 印章

1 認め印の使用

保管金に関する事務について必要な押印及び認印は、すべて認め印を使用する。

2 印影の届出

各裁判所は、保管金に関する事務の取扱い上必要があると認めるときは、1の認め印の印影を届け出させた上、これを歳入歳出外現金出納官吏の下に備え付けることができる。

第5 首席書記官等の検査

首席書記官（知的財産高等裁判所にあつては、知的財産高等裁判所首席書記官）は、その所属する裁判所（地方裁判所にあつては、管内の首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判所を含む。）の保管金に関する事務（歳入歳出外現金出納官吏の取り扱う事務を除く。）について、毎年1回以上定期的に、又は随時に検査を行うほか、当該事務の取扱者の異動等により事務の引継ぎを行うときは、これに立ち会って検査し、又は当該取扱者の配置されている部の主任書記官に検査させ、その結果を当該裁判所に報告する。

付 記

1 実施

この通達は、平成17年4月4日から実施する。

2 経過措置

- (1) 平成7年3月29日付け最高裁経監第27号事務総長依命通達「下級裁判所会計事務規程等に規定する保管金等の処理に関する書類及び帳簿諸票の様式について」（以下「保管金等様式通達」という。）別紙様式第2の様式により作成された保管金提出書を添えて保管金が提出された場合、係書記官は、記第1の1の例により保管金提出書を新たに作成する。
- (2) 保管金システムが導入された時点において、現に使用している保管票（保管金等様式通達別紙様式第3）は、その時点をもって既済になったものとして取り扱い、その整理及び保存については、保管金等運用通達記第4の定めるところによる。

付 記（平 2 0 . 2 . 5 総三第 000119 号）

この通達は、平成 2 0 年 2 月 1 2 日から実施する。

付 記（平 2 9 . 6 . 2 9 総三第 8 9 号）

この通達は、平成 2 9 年 7 月 1 日から実施する。

（別紙様式）

(別紙様式)

主任書記官印	
--------	--

歳入組入通知書

裁判所歳入徴収官 殿

平成 年 月 日

裁判所

裁判所書記官

次の保管金は、歳入に組み入れるべきものにつき、通知します。

保管金 管理番号		種 目	
事件番号 (被告人)	平成 年 () 第 号	提出者名 提 氏 名	
金 額	円	事 由	
内 訳	金 額	摘 要	
	円		

(歳入組入通知書)